

愛媛労働局発表

平成30年11月16日

報道関係者 各位

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
産業安全専門官 松本 正基
電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)**県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》を発令します。**

平成30年10月末現在の速報値による平成30年の県下の建設業における労働災害による死傷者数(休業4日以上)は170人で、前年同期に比べ38人増(+28.8%)と大幅に増加しています。

特に死亡者数は11月9日現在9人で、前年同期比4人増加(+80%)し、全産業の死亡者(13人)の約7割を占め、既に平成19年以降で最多(平成18年11人)となっています。

愛媛労働局では、本年度から2022年度までの5年間の重点的取組事項を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」を策定し、建設業については「2022年までに、死亡者数は過去最少(平成26年)の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、10%以上減少させる。」目標を掲げ、本年度はその初年度として、増加傾向にある労働災害の減少を図ることを最重点事項としています。

年明けより、平成30年7月豪雨の復旧工事の本格化するに当たり、更なる増加が懸念されることから、早期に労働災害防止に万全を期す必要があります。

愛媛労働局では、建設業における県下の労働災害発生状況が看過できない状態であるため、県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》を本日付けで発令することとしました。

この《警報》は、別添のリーフレットを建設現場に掲示をしていただく等により、県下の建設現場の管理者、作業者に対し、労働災害の発生状況を認識していただくとともに、各建設現場での死亡災害等の労働災害の撲滅のため、リーフレットの重点事項に示した対策に留意し、法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図っていただくことを要請するものです。

愛媛労働局では、本日、建設業労働災害防止協会愛媛支部及び労働災害防止団体(11団体)、建設関係団体(29団体)に対し要請を行うとともに、建設工事発注機関(31機関)に対し協力要請を実施しました。また、管内の労働基準監督署に対し、あらゆる機会を捉えた《警報》の周知及び対策の実施について指示しており、広く建設業者に周知し、必要な対策の実施を要請します。

県下の建設業での労働災害発生状況等（リーフレット表面 上段のグラフ参照）

愛媛県内の建設業での労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的にみると減少傾向にあり、平成28年には過去最少の175人となりましたが、平成29年の死傷者数は199人で、前年より24人（+13.7%）増加するとともに、死亡者数も6人で前年より倍増（平成28年3人）となりました。

また、平成30年10月末現在の速報値では、死傷者数は170人で、前年同期に比べ38人増（+28.8%）と増加傾向に歯止めがかからず、特に死亡災害は、9人と昨年1年間を大幅に上回り、既に平成19年以降（平成18年11人）で最多の発生状況となり、看過出来ない状況となっています。

あわせて、年明けより、平成30年7月豪雨の復旧工事の本格化することが見込まれ、更なる労働災害の増加が懸念されることから、早期に労働災害防止に万全を期す必要があります。

本年度は本年度から2022年度までの5年間の重点取組事項等を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」の初年度で、全産業では、2022年までに、「死亡災害については、過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。」、「休業4日以上死傷災害については、過去最少（平成27年1,405人）を更新し1,300人台とするため、2017年と比較して8%以上減少させる。」を目標とし、建設業については「2022年までに、死亡者数は過去最少（平成26年）の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、10%以上減少させる。」を目標として、対策を推進しているところです。

このような状況から、本年10月末現在の労働災害速報値の集約にあわせて、県下の建設現場での労働災害の大幅増加に係る《警報》を発令したものです。

本年度の建設業に対する労働災害防止対策

県下の建設業での労働災害が、昨年に続き本年も増加傾向にあったことから、平成30年5月を重点取組期間とする「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための《建設工事ゼロ災害緊急対策》」により工事現場点検と結果による改善等の取組を要請し、県下の約1200の工事現場で点検を実施、点検結果に基づき、本年7月1日付けで、経営トップの決意表明による労働災害防止対策の一層の徹底をお願いする「建設業に係る「全国安全週間」に向けた愛媛労働局長メッセージ」を発出したものの、増加傾向に歯止めがかかっていません。

また、平成31年1月から3月の間、建設事業から死亡災害の根絶を目的とする「建設事業ノーダン運動」（建設業労働災害防止協会愛媛支部主催、愛媛労働局及び公共工事等発注機関主唱）が実施され、パトロールの実施等により労働災害防止対策の推進を図ることとしています。

これまでの警報発令等

第12次労働災害防止期間中（平成25年度～29年度）に、労働災害の動向に応じ、緊急対策等を実施したことは有りますが、建設業に限定した警報を発令したことは有りません。

別添資料

- 1 リーフレット 「《警報》県下の建設現場での労働災害の大幅に増加!!」
- 2 平成30年 業種別労働災害発生状況 10月末現在